

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

建 物 区 分		面 積 区 分		手 数 料(円)			
				適合証なし			適合証あり
				標準計算	モデル建物法	誘導仕様基準	
ア	・一戸建ての住宅 ・複合建築物の住宅部分(住戸の数が1であるもの)	(ア)200㎡未満のもの	35,000	—	18,000	26,000	5,000
		(イ)200㎡以上のもの	40,000		19,000	29,000	5,000
イ	・共同住宅等(建築物全体) ※共用部分を除いた評価方法による申請の場合は共用部分を除いた床面積 ・複合建築物の住宅部分(住戸の数が2以上であるもの) ※共用部分を除いた評価方法による申請の場合は共用部分を除いた床面積	(ア)300㎡未満のもの	71,000	—	34,000	53,000	10,000
		(イ)300㎡以上2,000㎡未満のもの	119,000		59,000	89,000	21,000
		(ウ)2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	203,000		107,000	154,000	46,000
		(エ)5,000㎡以上のもの	290,000		161,000	225,000	83,000
ウ	・非住宅建築物 ・複合建築物の非住宅部分	(ア)300㎡未満のもの	235,000	90,000	—	—	10,000
		(イ)300㎡以上1,000㎡未満のもの	295,000	115,000			17,000
		(ウ)1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	380,000	151,000			28,000
		(エ)2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	543,000	244,000			83,000
		(オ)5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	668,000	319,000			131,000
		(カ)10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	790,000	383,000			166,000
		(キ)25,000㎡以上のもの	901,000	449,000			207,000
エ	・非住宅建築物(工場等) ・複合建築物の非住宅部分(工場等)	(ア)300㎡未満のもの	24,000	20,000	—	—	10,000
		(イ)300㎡以上1,000㎡未満のもの	32,000	27,000			17,000
		(ウ)1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	44,000	39,000			28,000
		(エ)2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	105,000	98,000			83,000
		(オ)5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	156,000	148,000			131,000
		(カ)10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	192,000	184,000			166,000
		(キ)25,000㎡以上のもの	238,000	228,000			207,000
オ	・複合建築物の建築物全体	住宅部分	ア (ア)～(イ) イ (ア)～(エ)	左記の面積区分に応じ上記の手数料を合算			
		非住宅部分	ウ (ア)～(キ) エ (ア)～(キ)				
	・建築物の連携による複数建築物	各建築物に応じた上記手数料を合算					